

洪水時の避難確保計画



湖南省立甲西中学校

令和6年(2024年)5月

—目次—

1. 計画の目的・報告	1
2. 計画の適用範囲	1
【別紙1 施設周辺の避難経路図】	2
3. 防災体制	3
4. 情報収集及び伝達	4
5. 避難誘導	4
6. 避難の確保を図るための施設の整備	5
7. 防災教育及び訓練の実施	5

1. 計画の目的・報告

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を湖南市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人数			
昼間・夜間		休日	
児童生徒数	教職員数	児童生徒数	教職員数
昼間 377名	昼間 32名	休日 0名	休日 0名
夜間 0名	夜間 0名	※部活動で登校している場合もある。	※部活動の指導で出勤している場合もある。

【別紙I 施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、防災マップの想定浸水域及び浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



・洪水時の避難場所は
甲西中学校 上位階

・避難経路は
甲西中学校 上位階への縦移動

3. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 洪水注意報発表 ・ 野洲川氾濫注意情報発表	・ 洪水予報等の情報収集	
警戒 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 洪水警報発表 ・ 野洲川氾濫警戒情報発表	・ 洪水予報等の情報収集	
		・ 使用する資器材の準備	
		・ 保護者への事前連絡	
	・ 周辺住民への事前協力依頼		
	・ 避難準備・高齢者等避難開始	・ 要配慮者の避難誘導	
非常 体制	・ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・ 野洲川氾濫危険情報の発表	・ 施設全体の避難誘導	

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集：収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
洪水予報、水位到達情報	湖南省メール配信サービス、ホームページ、防災行政無線、電話・ファックス等、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報(避難勧告等)	湖南省メール配信サービス、ホームページ、防災行政無線、電話・ファックス等、テレビ、ラジオ、緊急速報メール等

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- PHS を必ず携帯する。
- 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 湖南省メール配信サービス、ホームページ、防災行政無線、緊急放送などを用いて、保護者、施設外関係者と情報の共有を行う。

5. 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

- 避難場所は校舎上位階とする。また、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがないと想定されるため、屋内安全確保をはかるものとする。その場合、備蓄物資を用意する。
- 避難経路：避難場所までの避難経路については、別紙「避難経路図」のとおりとする。
- 避難誘導方法 避難場所は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	校舎上位階	0m	徒歩
屋内安全確保			

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ、 <input checked="" type="checkbox"/> タブレット、 <input checked="" type="checkbox"/> ファックス、 <input checked="" type="checkbox"/> PHS、 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話、 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯、 <input checked="" type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿、 <input type="checkbox"/> 案内旗、 <input type="checkbox"/> タブレット、 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話、 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯、 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器、 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具、 <input type="checkbox"/> 電池
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水(1人あたり〇ℓ)、 <input type="checkbox"/> 食料(1人あたり〇食分) <input type="checkbox"/> 寝具、 <input type="checkbox"/> 防寒具
そのほか	<input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ、 <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋、 <input checked="" type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ()

浸水を防ぐための対策

土嚢(袋の準備)、 止水板

そのほか()

7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年4月に新規採用、転入教職員を対象に研修を実施する。
- 毎年1学期に全教職員、全校生徒を対象として情報収集・伝達及び避難誘導・避難に関する訓練を実施する。